

- ① 受取る側の氏名又は名称
- ② インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号(Tの後に13桁の数字)
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨を含みます)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜きまたは税込み)及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

「⑥税率ごとに区分した消費税額等」に一円未満の端数が生じるときは、端数処理を1つのインボイスで税率ごとに1回おこないます。商品ごとに端数処理をおこなって求めた消費税額を合計した金額を「税率ごとに区分した消費税額等」とすることは認められません。

領 収 書			
糸島商店 御中 ①		前原商店 ②	
		登録番号 T1234567890123	
□年■月◇日 ③			
コピー用紙	5箱	④	5,500円
ビール	1箱	④	3,300円
★菓子パン	5個	④	1,080円
合 計	9,000円	消費税	880円
10%対象	8,000円	⑤	消費税 800円 ⑥
8%対象	1,000円	⑤	消費税 80円 ⑥
★は軽減税率対象であることを示します			

インボイス発行事業者の義務

インボイス発行事業者は、原則として次のことをしなければなりません。

- 取引相手(課税事業者に限る)の求めに応じてインボイスを交付する。
- 返品や値引きなど売上げに係る対価の返還等をおこなう場合は、返還インボイスを交付する(但し、税込1万円未満の対価の場合を除く)。
- 交付したインボイスに誤りがあった場合は、修正したインボイスを交付する。
- 交付したインボイスの写しを保存する。

税込み3万円未満の公共交通機関のキップや自動販売機での販売、郵便ポストに差し出される郵便切手を対価とする郵便サービス、卸売業者などに委託する一定の販売などは、インボイスの交付義務が免除されます。

- 写しは手書きの領収書などのカーボン複写も認められます。

また、インボイスの記載事項が確認できるレジスターのジャーナル(1日分の取引記録)などでも差し支えありません。